

議案第174号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業道路駅」を「大師橋駅」に、

「

読売ランド前駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

読売ランド前駅周辺自転車等駐車場

若葉台駅周辺自転車等駐車場

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「産業道路駅」を「大師橋駅」に改める部分に限る。）は、同年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

若葉台駅周辺自転車等駐車を設置し、及び産業道路駅周辺自転車等駐車の名称を大師橋駅周辺自転車等駐車に変更するため、この条例を制定するものである。